

旧優生保護法補償金等支給対象者に対する 個別通知支援業務の概要について

1 業務の目的

本業務は、宮城県に現存する宮城県優生保護審査会等の記録により、旧優生保護法による優生手術の対象となりうる者として把握している者（以下「本人」という。）について、生存の有無を把握し、本人及び遺族等の補償金等支給対象者に対して「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の内容を通知し、補償金の請求を勧奨するため、対象者のプライバシー等に十分配慮した通知を行うにあたり、法的知見に基づく必要な支援を得ることを目的とします。

2 主な業務内容

仙台弁護士会が所属弁護士による専門チームを組織し、宮城県が実施する個別通知に向けた各種調査を支援します。

（１）生存者に対する個別通知の助言

家族等への配慮や対面訪問の要否判断など、適切なアプローチ方法の策定

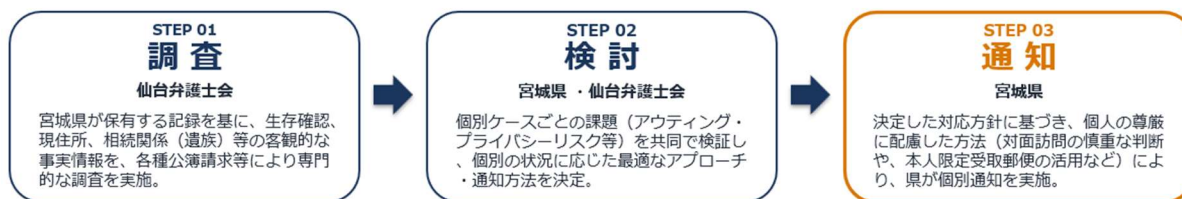
（２）死亡確認者の調査

職権や専門知識を活用した遺族等の特定調査、相続関係等の確認

（３）相談支援体制の強化

県の相談窓口向け想定問答（Q & A）の作成および法的助言

参考：本調査業務を活用した個別通知の実施スキーム



3 契約期間

令和８年１０月２日（金）から令和９年３月３１日（水）まで

●参考

（１）本県における優生手術の実施が確認できた件数 ９００件※

※旧優生保護法に基づく書類で実施が確認できたもの。

（２）本県における補償金の請求・相談状況（令和８年８月末現在）

請求受付件数	認定済	認定外	審議中等	相談件数 (電話・対面)
276	207	(取り下げ) 7 (不認定) 12	50	655